

令和 7 年度第 2 回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
議事録

1 日時

令和 8 年 3 月 1 6 日（月） 午後 2 時から午後 5 時 1 5 分

2 場所

【父島】小笠原村役場本庁会議室B 【母島】小笠原村母島支所大会議室

【本土】Webex によるオンライン会議

3 出席者

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	藤田 道男【副会長】	父島会場
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	星野 和真	父島会場
	（一社）小笠原村観光協会	竹澤 博隆	欠席
	（一社）小笠原母島観光協会	川畑 豪也	欠席
	（福）小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子	父島会場
	（特非）小笠原自然文化研究所	堀越 和夫【会長】	父島会場
	（公社）東京都獣医師会	高橋 恒彦	オンライン
	OPO の会（父島）	宮川 空	父島会場
	299 の会（母島）	有賀 文子	母島会場
オブザーバー	おがさわら人とペットと野生動物 が共存する島づくり協議会	小菊 洋行	父島会場
		日下部 ゆみ	父島会場
事務局	小笠原村環境課自然環境係	石原、安藤、井上、米塚	父島会場
請負事務局	一般社団法人日本森林技術協会	村尾、新井、山本	オンライン

（敬称略）

4 配布資料

- ・出席委員名簿
- ・資料 1 令和 7 年度第 1 回審議会の振り返りについて
- ・資料 2 ホワイトリスト掲載検討種情報整理表（哺乳類）
- ・資料 3 ホワイトリスト掲載検討種情報整理表（鳥類）
- ・資料 4 鳥類に関する感染症リスク及び感染症対策について
- ・資料 5 哺乳類・鳥類のホワイトリスト先行施行について

5 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 会議成立の宣言等

会長から、委員の過半数が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

(3) 議事録署名人の指名

会長により、議事録署名人として高橋委員と有賀委員が指名され、両委員が承諾した。

(4) 進行役について

審議会運営規則第6条では会長が議事を整理すると規定しているが、これまで議事進行は松林委員に委任してきた経緯があり、本会においても松林委員に委任し、承諾した。

(5) 議事

議題1 ペットの持込み制限の検討について

～哺乳類のホワイトリスト掲載検討

事務局 安藤：(資料1，資料2について説明)

藤田委員：総合評価に記載されている繁殖制限措置について、避妊去勢だけでなく1頭飼いななどの方法も含まれるという理解でよいのか。

事務局 安藤：そのとおりである。繁殖させないための措置として、頭数制限や雌雄の管理なども含めて検討したいと考えている。

藤田委員：ホワイトリストに掲載するかどうかを本日決めていくという理解でよいのか。

事務局 安藤：本日決定できる場合はそれでもよいが、情報が不足しているという意見があれば次回に持ち越すことも可能である。

事務局 石原：情報量が多く、本日初めて資料を確認する委員もいる。無理に今日決定する必要はないと考えている。

堀越会長：カイウサギは逸出した場合、海鳥などへの影響を含め深刻な結果を招く可能性がある。一方で、小笠原のように人口規模が小さく、行政が適正飼養を管理できる制度と体制があれば、条件付きで認めるという考え方もある。

また、哺乳類については、小笠原の保全対象の哺乳類はオガサワラオオコウモリしかおらず、またオオコウモリの免疫応答が特殊であるため、ペットの哺乳類からオオコウモリに感染症が広がるリスクは専門家ヒアリングではかなり低いとされている。。フェレットなどの肉食哺乳類はホワイトリストに掲載したくないが、まずは、方向性をどうするか委員の意見を一致させたほうがよい。

宮川委員：ウサギのこれまでの累計の飼養頭数の記録はあるのか。

事務局 安藤：登録制度開始後の記録は2頭であるが、それ以前の記録はなく把握できていない。

宮川委員：ペットショップで幼体を購入する場合、雌雄判別の証明などは可能なのか。

高橋委員：猫でも幼獣の段階では性別がわかりにくいことがある。エキゾチックアニマルではショップの個体識別や証明書は一般的ではなく、あったとしても信用性が低いため確実な判別は難しい場合が多い。

宮川委員：繁殖制限を条件とする場合、雌雄判別ができない状態で島に持ち込まれる可能性がある。その点の対応を考える必要がある。

事務局 石原：島外での判別が難しい場合には、一定期間別々に飼うなどの対策が考えられる。外に出さない、繁殖させないという対策を考える必要がある。

宮川委員：飼い主の会としては飼育環境を整えたうえで飼っていける方向になるとよいと考える。オスメス分ける、できればオスだけを飼うことが望ましいと思う。オス・メス両方入れると、万一のときが怖い。

堀越会長：適正飼養できるものはホワイトリストに入れるという考え方は、他の種にも共通する。小笠原諸島の野生生物に取返しのつかない影響を与えるのは感染症になる。感染症リスクさえ除けば、鳥類でもしっかりと飼うことができる。リスクを完全にゼロにすることはできないため、どこまで許容するかを審議会として決める必要がある。

宮川委員：リスクがない動物はいないため、比較的緩やかなところから始める方が村民感情として受け入れやすいのではないかと感じる。

藤田委員：例えばカイウサギは1世帯1頭までとするなどしてもよいと思う。。複数飼育

したいという意見は多いのか。

宮川委員：種によるのでは。種により、複数飼いが推奨されていれば、複数飼養したいと思うだろう。これまで複数飼育している方も多い。1頭飼いのメリットをどのように説明するかが課題になる。

藤田委員：規制条件によってホワイトリストに入れるかどうか決まってくるだろう。環境省としてはカイウサギを島内に持ち込むことは、国内でも定着事例が確認されており、影響が出ているという情報を踏まえ、リスクが高いと考える。

マイクロチップ装着や繁殖制限をしっかりと行うという条件であれば、どの種もホワイトリストに入れてもよいのではないかと思う。

星野委員：今回示された資料の方針に異論はない。複数飼育したいという意見はでてくると思うので、頭数制限や飼育方法を明確にすれば、哺乳類についてはホワイトリスト方式で対応できるのではないか。

有賀委員：ウサギは番で飼うと爆発的に増える経験をしたことがある。必ず外に逃がさないこと、または確実に繁殖させないことを義務化すべきである。それが守れない人は飼うべきではない。

高橋委員：すべての動物にリスクはある。島の住宅事情で犬猫を飼えないため小動物を選ぶ人がいるのであれば、住宅側のルールの見直しも検討すべきではないか。リスクを冒してまで、エキゾチックアニマルを増やす必要があるのかという疑問もある。飼う側の人間の方に問題がある。

事務局 安藤：職員住宅は基本的に犬、猫以外のペットも不可である。都営住宅もおそらく同様である。

事務局 井上：民間のアパートはオーナーにより条件が異なるようだ。

松林委員：民間アパートでは犬猫が禁止されている場合が多く、水槽などで飼養できる近隣に迷惑のかからない小動物を飼う例が多い。癒やしを目的に小動物を飼う人は多いと感じている。

安藤：現在の飼育されている種に関しては適正飼養をすることでホワイトリストに掲載できる方向であるかと思うが、実績のないデグーやハリネズミはどうか。

宮川委員：デグーの生態系影響が確認されていないのは、まだペットとしての歴史が浅いからか。現在、飼育されておらず、繁殖力が高く、集団行動する種は入れない方が安全ではないか。

藤田委員：野外で繁殖している特定外来生物のハリネズミはアムールハリネズミで、ペットとして流通しているヨツユビハリネズミとは異なる種である。ヨツユビハリネズミがどれくらい野外に影響が出るかわからない。

事務局 石原：生態系リスクの重要性はわかるが、リスクに対しての規制を村民から理解を得られるのかということも大事な視点かと感じる。一頭飼いで受け入れられないときに、避妊去勢を受け容れてくれるのかがポイントになるかと思う。

堀越会長：現時点で飼養されていない種についてはホワイトリストに入れず、将来の見直しの際に再検討するという方法がわかりやすいと考える。

宮川委員：ホワイトリストは名前からして、村のお墨付きなものというイメージがある。今飼われていない種に対して、OK と言ってしまうのはどうか。やはり最初は狭く始めた方がいいと考える。

藤田委員：今いないものに関してはホワイトリストには入れないという考えでよいと思う。

星野委員：ニーズを無下にはできないが、難しいところである。実績を基準に線引きする方が住民にもわかりやすいと思う。今後、リストを見直すタイミングに再検討すればよいと感じる。

堀越会長：「今飼っている種」とするのはわかりやすい。ただ、いつ「今」とするのかをきっちりと決めておく必要はある。

松林委員：ペットショップの種の流行事情もあると思う。ホワイトリストに入っていない種は飼ってはいけないということか。今後見直しをするというのはリストを広くすることなのか。

堀越会長：飼ってはいけないのではなく、島内に入れてはいけないということである。今

後の見直しは、ホワイトリストを広げる場合もあり、狭める場合もある。

事務局 安藤：見直しの期間については、犬の規定では 5 年を目途としたが、ホワイトリストに関しては何年という基準はない。

有賀委員：何をもってきてもいいという状況はとても怖い。早く決めた方がいいと感じる。種数を広げたとして、この島で対応はできるのか。小菊先生は対応ができるのか。

事務局 安藤：小菊先生は診られないと言っている。どこで線を引くかというのを審議会のご意見と村民の皆さんのご意見をお聞きしで決めていきたい。
現在飼育されていない、デグー、ハリネズミはホワイトリストに掲載しないという意見でよいか。

堀越会長：この後に決めていく鳥類も爬虫類も昆虫も同じ観点となる。現在、飼育されているというのはいいエビデンスである。

高橋委員：すでに飼われているものに関しては認めざるを得ないと思うが、現在飼育されていないものまでホワイトリストに掲載する必要はないと考える。ちなみに、動物の福祉を守ろうという話があるが、動物にも群れることが好きな個体や単独が好きな個体もいるなど、それぞれに個性があるため、多頭飼育を推奨するなどは一概には言えない。
委員の皆さんが環境保全や動物飼育などのリーダーならば、皆さんが住民の意見を取りまとめて、落としどころを作っていくというのが重要かなと考える。

事務局 安藤：哺乳類については、本日欠席の竹澤委員・川畑委員にヒアリングして方向性について同意を得られたら、現在、飼養実績のある 5 種をベースに適正飼養の条件を整理し、次回の審議会で改めて提示する。

～鳥類のホワイトリスト掲載検討

事務局 安藤：(資料 3 について説明)

堀越会長：鳥類については、ヒアリングの中で感染症リスクが大きな論点となった。小笠原には固有の鳥類が多く、万が一感染症が侵入すると取り返しがつかないため、キジ目とスズメ目は入れないほうがいいだろうという意見がある。
また、哺乳類と同じ考え方で現在飼育されていないボタンインコ、オカメインコはホワイトリストに掲載しないという考えについてはどうか。

宮川委員：セキセイインコ、ボタンインコ、オカメインコは生態が似ているため、インコ類としてまとめて扱うなどはできるのか。

事務局 石原：ヒアリングでは一くくりにしてもよいという意見があった。

堀越会長：そうしてしまうと哺乳類で整理した考えとまた別の整理となる。

宮川委員：島内で逃げた事例はあるのか。

事務局 安藤：確認されていない。ヒメウズラが逸走した例はあるがすぐに確保できている。ただし、専門家の川上先生から、過去に逸出していないからといって今後も逸出しないということにはならないという指摘を受け、資料にも記載しなかった。

藤田委員：リスクはゼロにはできないのだから何かそこは許容できる範囲という気もする。言い出したら全部だめになってしまう。

堀越会長：ボタンインコとオカメインコは過去に飼育されていたのか。

事務局 安藤：ボタンインコは飼育意向か、飼育実績なのかはわからない。オカメインコは飼育の意向があったものである。

松林委員：オカメインコは飼われていたことがある。

松林委員：鳥類は感染症が危険であるという観点から、哺乳類や別の分類とは別の整理でもよいのではないか。

オウム類はオウム類でまとめて感染症リスクが低い、スズメ目のブンチョウやキジ目は感染症リスクが高いと整理して考えてもいいのではないか。

藤田委員：なかなか難しいが、松林委員の意見はとても説得力があると思う。そういった方向性でいいと思う。

星野委員：感染症リスクの高い種はホワイトリストから除いたほうがよいと考える。

有賀委員：母島でもインコが逃げた例がある。注意して飼っていても逸出は起こり得る。鳥類に関する感染症は危険だと思う。

堀越会長：オウム類を飼う場合でも、哺乳類よりも厳しい飼育条件の指導や監視が重要になる。動物対処室と環境課の仕事は増えてしまうが、やらなくてはいけない。

宮川委員：飼い主の会としては鳥を大切に飼っている人が多く、逸出のリスクは低いと感じている。

藤田委員：私は足環の装着もしていいかと考えている。ブンチョウは増やしている方がいるが、持込みを制限した場合、繁殖はできなくなるのか。

事務局 安藤：ホワイトリストに掲載した場合は、条件として頭数制限を規定することができる。

堀越会長：繁殖をこれ以上させないということも条例でできるのではないかな。

宮川委員：ヒメウズラとニワトリはここで話し合うのか。どう扱うのか。

事務局 安藤：産業動物であると考えるが、現在は、ペットとして申告があればペットとして扱っている。ペットとしてのリスクを整理するほか、産業動物としての管理を考える必要がある。

堀越会長：ニワトリに関してはペットとしてではなく、産業動物として一括してちゃんと管理してほしいという一つの考え方がある。

堀越会長：ヒメウズラ、ニワトリ、ブンチョウはホワイトリストに掲載しないでもいいのではないかな。

事務局 石原：村民の理解や協力を得られなければ条例そのものが実効性のないものになってしまう。低い感染リスクに対して、厳しい規制を課すことができるのかどうかについて条例施行当初も議論があった。憲法上の幸福追求権や財産権は必要最小限の公共の福祉の制約を受けるという観点からも調べないといけない。

堀越会長：そうした考え方でブンチョウをホワイトリストに掲載するということであれば、次の審議会までに法律の専門家にヒアリングするなど整理する必要がある。

事務局 石原：これまでペット条例制定当時に相談をしてきた諸坂先生だけでなく、複数

人に確認するべきだと思う。

～鳥類に関する感染症リスク及び感染症対策について

事務局 安藤：(資料4について説明)

堀越会長：これを公開資料とするならば、この資料に誰にヒアリングしたかを記載するべき。

今日決めなくてはいけないのは、連れてくるなら健康診断と感染症検査をしてきてください、ということでしょうか。あとは本当にできるのか。お金、時間、ペットへの負担。個人的には費用負担はマイクロチップと同様に村が負担してもよいと思う。問題となるのは時間。ペットショップで買うなら待ってもらえるが、知り合いから譲り受ける場合は難しいだろう。

藤田委員：検査をして持ち込むことを飼い主の責任としてきちんとお願いすべき。時間が取れないからという理由なら、それはもう諦めてもらうしかない。

また、ここにはインコの検査ばかり書いてあるが、スズメ目の検査はないのか。

事務局 安藤：スズメ目の検査も入っている。スズメ目の検査をするのが前提だが、感染リスクの低いインコ目やオウム目も同じ検査をするべきか、というのも議論の着眼点である。

藤田委員：検査を受けて入れるというのはありだと思う。検査のできるシステムがあるのなら、検査をするのは当然のこと。

事務局 安藤：小菊獣医師からは、マラリアやボックスなどの感染症の検査は一般的ではないというご意見をいただいている。。検査はできるが一般的にやっているところは少ない。

堀越会長：ヒアリングの際に、これからそうした検査をするといったことで起業する会社があるという話を聞いている。

事務局 安藤：制度設計はこれから詰めていきたい。

有賀委員：堂々巡りで全く進んでいないのがよくわかる。早く進めるべき。

高橋委員：その検査は誰がやるのかということや、もし病気になった時に診療できる体制

が整っているのかということ、鳥類の種の同定を誰がするのかということなど実際に入ってきたときの運用がしっかりとできるのかなど懸念がある。

感染症検査については何をもって安全とするのか。検査も一回で終わるということはないと思う。具体的に何回検査するのか。定期的に行わなければいけないのなら、そういった体制が作れるのか。検査は可能ならばした方がよいが、リスク不明なものが出てきた際、誰が何をもって持込み不可などと判断するのか。内地で問題ないとする人獣共通感染症が小笠原の環境保全にとって大丈夫かどうかというのは少し違う気がする。

堀越会長：東京で開業している獣医師にヒアリングした。そのあとに小笠原諸島で野鳥の感染症を研究している先生にもヒアリングをした。評価基準はまだわからない。これから調べる必要がある。

有賀委員：鳥専門の獣医師はそれほど多くないのではないかな。また、検査のストレスで死ぬことはないかな。そこまでのリスクを冒して島民は検査に行くだろうか。陽性が出てしまった場合、どうするのか。

宮川委員：持込み不可とした場合の取扱いや保証はどうなるか。

高橋委員：鳥を売っているお店は減っている。飼育頭数も減ってきている。一般の獣医では鳥の保定はできないと思う。セキセイインコ等の採血は難易度が高くなっていく。治療や検査は鳥には相当ダメージがあるので、飼い主がリスクの話を聞いたら受け容れられるのだろうか。陽性になった場合、隔離や治療といったテクニク的なものが必要となるのではないかな。

堀越会長：条例では危険なものは入れないというのが根本にある。陽性だったらこの島には入れないことが原則ではないかな。

事務局 石原：インコ目はスズメ目に比べて感染確率が低いという状況である。また、さらに室内で飼育すれば野鳥に感染するリスクは低いという中で、厳しい規制を課すということが村民に受け容れられるのか。また法律的な観点から、行き過ぎた規制になっていないかというところが、事務局として気になっている。

堀越会長：飼い主の負担、視点と鳥類の保全に関してはどうやって話し合うのか。鳥類の保全対象種がいる。哺乳類やほかの種とは保全のレベルが異なる。万が一侵入した場合に取返しがつかなくなるリスクと飼い主の考えとをどうやって折り合いをつけるのか。

宮川委員：スクリーニング検査に関しては実行が現実的にできるかどうかのポイントである。現実的でないのであれば、それは事実上のブラックリストである。実行可能な制度設計でなければホワイトリストに入れる条件とできないのではないかな。

堀越会長：次回までに検査の具体性をしっかりと整理するという事でよいかな。

宮川委員：ニュージーランドやハワイでは事前検査で陽性だった場合どうするのか。

事務局補助 村尾：調べてはいるが、すぐお見せできないので後ほどお返すする。

事務局 安藤：鳥類のホワイトリスト検討に関しても継続審議ということで、次回までに感染症の検査と制度設計について検討を進めるものとします。

～哺乳類・鳥類のホワイトリスト先行施行について

事務局 安藤：(資料5について説明)

有賀委員：ペット持込み制限の周知が十分ではない。おがさわら丸のチラシなども目立つ形にした方がよい。固有種を守っているという部分をもっとアピールするとよい。

事務局 安藤：持込申告は4月から義務化されるため、周知方法を改善したい。

宮川委員：リーフレットの英語版の案内も必要ではないかな。島民は日本語を話せる人だけではない。

事務局 安藤：英語版は作成していないため検討したい。

堀越会長：ホワイトリストの先行施行について懸念事項があるのは理解できる。哺乳類と鳥類だけであれば、来年度くらいには実施できる。そのほかの種も整理してからということになると施行は何年も先になる。その間に新たな種が次々に持ち込まれる。懸念点があるがやはり先行施行するべき。

藤田委員：爬虫類や昆虫類の検討スケジュールはどうなるのか。もし来年爬虫類や昆虫類もということになれば少し待ってもいいのかなと思う。

事務局 石原：哺乳類と鳥類の検討状況によるため、現時点では未定である。周知期間は1年ほしい。

堀越会長：6月、9月の2回で決めたい。村は丁寧に進めるということで村民説明会を開催するとして、そのあとに議会に通す必要がある。

宮川委員：次回までに全体のスケジュール案を示してほしい。

堀越会長：哺乳類・鳥類を先行施行した場合と、全て決めた後に施行する場合の二つのスケジュール案が見たい。

事務局 井上：持込み制限を施行するには、持込み申告制度を浸透させる必要がある。現時点では持ち込み申告制度がそこまで浸透していないため時間が必要である。

事務局 石原：スケジュール以外にも課題が多い。哺乳類と鳥類だけを先に規制することにも問題があると考えられる。私としては制度全体として納得が得られてから施行することがいいと考えている。

堀越会長：この条例をどのくらいの期間で施行させるかといったことは、審議会の委員を聞いて審議会での合意をとりたいと思う。

松林委員：次回までにスケジュール案をだしてもらって、それに対しての意見ということでよいか。

堀越会長：哺乳類・鳥類のホワイトリスト検討に関しては、継続審議とする。欠席委員の意見をヒアリングして全員の意見が合うようであれば、それに応じて次回までに資料作成などしていただきたい。

（４）閉会

この議事録は事実と相違ないことを確認します。

令和 8 年 月 日 会長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印